

令和3年10月13日

北九州市長 北橋健治様

北九州市広告物審議会  
会長 九十 九



建築物の壁面に設置する広告板の規格の改正について（答申）

令和3年9月29日付け北九建道管第510号で諮問のありました標記の件につきまして、下記のとおり審議結果を取りまとめましたので、答申します。

記

建築物の壁面に設置する広告板の規格の改正については、次の内容のとおりとすることが適当と認めます。

取付壁面の面積が1,000平方メートル以上のものに設置する広告板の表示面積は、都市計画法による第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域内に限り、取付壁面の面積の20分の1以下とする。